



# 平成27年4月から段階的に 介護保険制度が変わります

27年4月  
から変更

## 特別擁護老人ホームの 新規入所が 要介護3以上 に変更

### 制度概要（現行）

特別擁護老人ホームには、要介護1～5の方が入所できます。



**変更点** 入所が要介護3～5の人に限定され、要介護1、2の人は、新規入所ができなくなります。  
※要介護1、2の人でも、やむを得ない事情で在宅生活が著しく困難な場合は、特例で入所が認められる場合があります。



27年4月  
から変更

## 所得の低い 65歳以上の方 （第1段階の方） の保険料を軽減

第6期事業計画による所得段階割合が改正され、所得の低い方（第1段階に該当する方）については、保険料基準額に対する割合が0.5から0.45に変更され、年間保険料が30,400円から27,800円に軽減されます。

27年4月  
から変更

## 介護報酬の改定に伴う、 負担限度額認定証の 取扱いについて

4月からの介護報酬の改定により、介護保険施設等の多床室の負担限度額が320円から370円に改定されますが、それに伴う発行済の認定証の発行は行わず、改定後の額に読み替えいただくこととなりますので、ご注意ください。

27年8月  
から変更

## 所得が低い方で 施設及びショートステイを利用している方の 食費・居住費補助の適用要件を変更

**制度概要（現行）** 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設などの入所者およびショートステイの利用者で、低所得（市・県民税非課税）の人に、食費や居住費の自己負担額の一部を補助しています。



### 平成27年8月から次に該当する方は対象外

預貯金等が一定額（単身で1,000万円・夫婦で2,000万円）を超える場合、または別世帯の配偶者が市・県民税の課税者である場合には、食費・居住費の補助がされなくなります。

介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支え合うことを目的として、平成12年4月の介護保険法施行により、スタートしました。  
本制度では、3年を1期とした「介護保険事業計画」を作成し、必要な施設整備や保険料の確保、介護予防事業などの取り組みを定めることになっており、27年4月から、第6期計画（27～29年度）が始まります。  
また、介護保険法の改正により、制度が大きく変わります。今回の改正は、団塊の世代が75歳以上となる平成37年を見据えた改正となっています。そのため、利用者の皆さんに新たに負担をお願いする部分もありますが、介護保険制度に係る経費が増加する中、この制度を維持するため、ご理解とご協力をお願いします。

### ■問い合わせ

介護保険課介護保険担当  
(内線1125114)

27年8月  
から変更

## 高額介護（介護予防）サービス費の所得区分に「現役並み所得者がいる世帯」を追加

所得区分	利用者負担上限額（1カ月当たり）	
	平成27年7月まで	平成27年8月から
現役並み所得者がいる世帯 ※	—	世帯で 44,400 円
一般世帯	世帯で 37,200 円	世帯で 37,200 円
住民税非課税世帯	世帯で 24,600 円	世帯で 24,600 円
○高齢福祉年金の受給者 ○合計所得金額および課税年金収入額の合計が 80 万円以下の人	個人で 15,000 円	個人で 15,000 円
○生活保護の受給者 ○利用者負担を 15,000 円にすることで、生活保護の受給者とならない場合	個人で 15,000 円 世帯で 15,000 円	個人で 15,000 円 世帯で 15,000 円

※同一世帯に課税所得 145 万円以上の第一号被保険者がいて、収入が単身で 383 万円以上、2 人以上で 520 万円以上の人。

### 制度概要（現行）

同じ月に利用したサービス利用料の自己負担合計額（世帯内に複数の利用者がある場合は、世帯合計額）が上限額を超えた場合に、高額介護（介護予防）サービス費を支給しています。



**変更点** 現役並み所得者がいる世帯という所得区分が新たに追加され、上限額が引き上げられます。



## 平成29年4月の導入に向けて 介護予防・生活支援サービス事業の導入

要支援の方への介護予防訪問介護サービス及び介護予防通所介護サービスを、介護予防・生活支援サービス事業に段階的に移行します。

このため、市では、平成 29 年 4 月からの導入に向けて、事業の内容、利用者負担等について現在検討を進めています。

27年8月  
から変更

## 一定以上の所得がある利用者の自己負担が1割から2割に変更

**制度概要（現行）** サービス利用料は、原則として一律 1 割の自己負担で利用できます。



**変更点** 一定以上の所得がある 65 歳以上の人は、サービス利用料の自己負担が 2 割に変更となります。要介護認定を受けた人全員に、負担割合を記載した「介護保険負担割合証」を発行します。（有効期限 8 月 1 日から翌年 7 月 31 日）

一律：1割

合計所得額 160 万円以上の人など：2割

上記以外の人：1割

■年金より天引き（特別徴収）の方  
平成27年4月・6月・8月の通知（仮徴収のお知らせ）です。前年度から継続して特

今回送付する通知は、本年度の住民税の課税所得が、4月時点では確定していないため、年度前期の保険料を暫定的に算定したものです。本来の保険料額の通知は、本年度の住民税が確定した後、7月に改めて送付する予定です。

## 平成27年度介護保険料の仮徴収のお知らせ

別徴収の方は、暫定的に前年度2月の保険料と同額を年金から天引きします。

また、4月から新たに特別徴収となる方は、前年度と同じ所得段階の保険料を、納期6回で割った金額が、年金から天引きとなります。

## ■納付書または口座振替（普通徴収）の方

平成27年4月・6月分の保険料額の通知（暫定通知書）です。前年の所得が確定していないため、前々年の所得をもとに算定した保険料額での納付となります。

## ■平成27年度の介護保険料率（段階設定）

所得段階	対象者		保険料（年額）	【参考】平成26年度保険料
	市民税	本人の合計所得金額等		
第1段階	世帯全員が非課税	生活保護被保護者 高齢福祉年金受給者 本人年金収入等 80万円以下	27,800	30,400
第2段階		本人年金収入等 80万円超 120万円以下	46,200	42,600
第3段階		本人年金収入 120万円超	46,200	45,600
第4段階	本人は非課税	本人年金収入等 80万円以下	55,500	57,800
第5段階（基準額）	（世帯に課税者がいる）	本人年金収入等 80万円超	61,600	60,800
第6段階	本人が課税	合計所得金額 120万円未満	74,000	76,000
第7段階		合計所得金額 120万円以上 190万円未満	80,100	
第8段階		合計所得金額 190万円以上 290万円未満	92,400	91,200
第9段階		合計所得金額 290万円以上 500万円未満	104,800	
第10段階		合計所得金額 500万円以上	117,100	106,400